

第5次計画素案のポイントについて

1 施策の実施に関する基本的な考え方

県、市町村、関係機関・団体の連携・協力の重要性及び関係機関の役割を明記。

2 計画の内容

○基本目標 I 「暴力の根絶を目指す社会づくりの推進」

- ・正しいDV理解（精神的、経済的、性的暴力がDVであること等）のための教育・啓発の実施を強調。
- ・DV予防のための若年層への教育・啓発を強化。
- ・多様化するDV及びデートDVに対する予防教育・啓発を強化。

○基本目標 II 「通報への適切な対応と安心して相談できる体制の整備」

- ・身近なDV以外の相談窓口での被害者の発見を図る。
- ・関係機関と連携したアウトリーチによる被害者の発見体制の強化。
- ・男性や性的少数者を含む多様な背景をもつ被害者への相談体制の整備を明記。
- ・相談窓口の洗い出しを実施するとともに、周知を強化。
- ・SNS相談等多様な相談窓口の周知を強化。

○基本目標 III 「安全な保護体制の構築」

- ・さまざまな事情を抱えた被害者に対応した一時保護、自立支援体制の構築のための民間団体等との連携。
- ・女性相談支援センターを中心とした医学・心理的ケアの充実。
- ・被害者及びその子どもに対する心理的ケアと自立支援の強化。

○基本目標 IV 「被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制の強化」

- ・被害者の子どもに対する支援を明確化。

○基本目標 V 「関係機関等の連携・協働による効果的な施策実施体制の整備」

- ・「DV被害者及び困難な問題を抱える女性への支援調整会議」の役割を明確化。
- ・市町村役場内におけるDV理解を促進するとともに、県内のどこに居住していても同質な支援が受けられる体制を目指す。
- ・関連する地域ネットワーク（市町村の要保護児童対策地域協議会）との連携協力を明記。
- ・民間団体との連携・協働の充実による支援体制の強化。